

南九州市家庭的保育事業等の設置認可手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第3号

南九州市家庭的保育事業等の設置認可手続に関する規則の一部を改正する規則

南九州市家庭的保育事業等の設置認可手続に関する規則（平成27年南九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「南九州市幼稚園及び保育所連絡協議会」を「南九州市子ども・子育て会議条例（平成25年南九州市条例第39号）に規定する南九州市子ども・子育て会議」に、「連絡協議会」を「子ども・子育て会議」に改める。

第5条中「連絡協議会」を「子ども・子育て会議」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。